第1回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会資料

### 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」にかかる 取り組み状況について

平成 28 年 10 月 20 日

### ■目 次■

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の全般的な取り組み状況について	1
第 5 条 (協働の推進) について	2
第6条(情報の共有)について	5
第7条(市民の役割)について	8
第8条(市の責務)について	. 10
第 9 条 (説明責任) について	. 13
第10条(対話の場)について	. 14
第10条の2(校区まちづくり協議会)について	. 16
第10条の3(わがまち推進計画)について	. 19
第11条(市民公益活動への支援)について	. 21
第12条(市民意見提出制度)について	. 24
第13条(行政評価)について	. 25
第14条(審議会等の運営)について	. 26
第15条(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)について	. 28

資料編:平成23年度~平成27年度の実績

#### 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の全般的な取り組み状況について

八尾市では、平成18年6月に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」(以下、「条例」という)を施行し、市民が様々な機会において「まちづくり」に参画できる機会を保障するなど、市民主体の協働のまちづくりを進めており、さまざまな分野において、積極的な取り組みを進めています。

さらに、条例第16条に基づき、社会情勢や取り組み状況に応じ、5年を越えない期間ごとに、この条例が現在の本市にふさわしいものとなっているかどうかを検討することとしており、前回、平成22年度に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」を開催し、「評価及び見直しに関する提言」(以下、「提言」という)を受け、この5ヵ年、第5次総合計画を推進する中で、参画と協働のまちづくりを鋭意進めつつ、庁内での見直し検討を行ってまいりました。

この度、平成28年度に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」を設置し、その後5ヵ年の取り組み状況について評価見直しを行うことから、この条例と条例に基づく制度などを見直すための資料として、これまでの各所属における取り組み状況(平成23年度~27年度間の実績)の調査を、本年6月に実施し、条例の構成に沿って5年間の取り組み実績を、次頁以降にまとめました。

詳細は次頁以降をご参照いただくこととなりますが、この5ヵ年は、第5次総合計画の前期期間に該当する期間であり、基本構想に掲げた地域分権「それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもと協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている」状況をめざし、仕組みづくりが大きく進んだ期間であります。

とりわけ、提言にありました「地域のまちづくり」を支援する仕組みとして、「校区まちづくり協議会」、「わがまち推進計画」、「地域予算制度」について、それぞれ第10条の2、第10条の3を追加する条例一部改正を平成24年10月に施行し、地域においては、これまで地域のまちづくりの場面で活発に活動してきた各種団体が集い、全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域住民の想いやまちづくりの方向性を「わがまち推進計画」としてとりまとめ、計画実現に向けた取り組み実践が進み、安全安心にかかる取り組みや、住民同士のつながりづくりなど、様々な地域内での連携を高め、コミュニティを醸成する取り組みが進んでまいりました。

さらに、行政のあり方についても、参画と協働のまちづくりを進めるべく、「地域と向き合う行政」への変革をめざし、地域の拠点施設である出張所の機能再編を進め、全庁的な地域担当制を活用し、地域実情にあわせたきめ細やかな施策展開が進むよう、そのあり方を変えるべく、取り組んできた5ヵ年でもあります。

地域と行政が、ともに新たな仕組みを導入し、参画と協働の新たなパートナーシップを築いて来たこの5ヵ年の歩みにおいて、仕組みづくりは一定進んだところですが、一方で、まちづくりの担い手の確保や、各まちづくりの主体間でのさらなる連携の必要性など、課題も見えてきており、第5条~第15条に基づく取り組みについて、各条項ごとに成果と課題を掲載し、検討の基礎資料としていくこととします。

#### 第5条(協働の推進)について

#### (協働の推進)

- 第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するように努めなければならない。
- 2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、 それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第5条は、市民発意の尊重、市民参画の機会、議論の場の保障、情報共有、対等な立場に 基づいて協働のまちづくりを推進するために、どのようなことに努めなければならないかを 規定しており、まちづくりを行う上での制度規定として基本となる条文です。

条文に基づく取り組み状況から条文修正が必要かどうか、運用上の問題が無いか議論をした 結果、企画立案のできるだけ早い段階からの市民の主体的な参加と、まちづくりについての 議論への市民参加が図られていると判断し、条文改正の必要はないと判断しました。

#### ■取り組み実績と課題

企画立案のできるだけ早い段階からの市民の主体的な参画を得るための機会づくりと、 市民がまちづくりについて議論や活動に参加した状況等について実績と課題を整理しました。

【第5条(協働の推進)に関連する取り組み状況】

実施方式		内容例	事業数(%)
	1. 市民会議・懇談 会等	参加メンバーを固定した連続した会議。 協議会等含む	19 (51.4)
	2. ワークショップ	ワークショップ	13 (35.1)
実施方式①	3. 公聴会・住民説 明会	説明会で意見を求めるもの	8 (21.6)
	4. その他	実行委員会、シンポジウム	2 (5.4)
	計	(複数回答5件)	37
	1. アンケート	アンケート	20 (100.0)
	2. インタビュー	インタビュー、聞き取り	1 (5.0)
実施方式②	3. 意見募集	アイデア募集など(パブコメとは異なる)	1 (5.0)
	4. その他	パブコメ	1 (5.0)
	計	(複数回答3件)	20
	1. 事業実施	講座・教室など	4 (28.6)
実施方式③	2. イベント	フェスタ、フォーラム、フェアなど	9 (64.3)
天旭万式の	3. その他	モニター施設見学会	1 (7.1)
	計		14

<sup>※</sup>事業数は、複数年度で継続実施している同一事業は1事業として数えています。

#### ①市民会議・懇談会、ワークショップ、公聴会・住民説明会等

市民の参画の機会と議論の場としての取り組みでは、市民会議・懇談会等の参加メンバーを固定した連続した会議(51.4%)が多くなっています。まちづくり勉強会や公園リニューアル検討会などでは、ワークショップ(35.1%)の取り組みが広がっています。

課題としては、多様な市民の参画をひろげるために、例えば子どもたちがワークショップに参加しやすくするには、土日及び長期休暇中に開催する必要があるなど、開催時間や開催時期について配慮し、参加しやすい環境を整える必要があります。審議会などで市民公募委員が積極的に参加できるよう、事前の情報提供などのサポート体制の充実が必要とされます。公園リニューアル検討会などでは、公園を利用する子どもたちの保護者や近隣住民が参加しやすくすることが重要です。さらに、複数回の開催や、土日に開催する場合の職員体制の確保が課題となります。

また、より議論を深めていく際には、専門家や学識経験者に委員、講師として参画してもらうなどの検討も必要となります。

#### ②アンケート、インタビュー、意見募集等

市民の意見を反映させる手法の実施としては、アンケートを実施しています。アンケートと 合わせて、インタビューや意見募集の手法を実施した例もあります。

課題としては、より簡易な実施手法として、WEB アンケートを活用したり、回答率を高めるうえで、Twitter や facebook 等の各種 ICT ツールの活用を検討することも必要です。

#### ③事業実施、イベント等

市民との協働による事業実施の取り組みとしては、イベント(64.3%)が多く、講座・教室などの事業(28.6%)も実施しています。

事業実施の協働においては、役割分担を明確にすることが重要となります。イベント開催決定の 前段階から、イベント実施を想定した連携のあり方を検討しておく必要があります。参加を進める ための課題として、事業・イベントの開催について、さらに効果的な周知手法が必要となって います。また、スタッフ確保のため、学生スタッフなどの登録制なども検討の余地があり、さらに、 地域の実情に応じた方法・支援等の検討も必要です。

#### 4協働を進める施策展開の活性化

市民、地域とともに、第5次総合計画を協働で進める中で、例えば、市民・地域・行政が連携し、 高齢者や子どもたちを地域で見守るネットワーク化の取り組みが進んでおり、例えば、民間事業者 や地域団体等との連携による「高齢者見守りサポーターやお」など、協働を前提とした事業への 取り組みが進んでいます。

防災・減災についても、東日本大震災の教訓から、発災後、行政支援の手が届く前に地域コミュニティにおける初期対応の重要性が浸透し、「市民とともに歩む減災」を進めるため、災害時要配慮者支援の取り組みを、地域・行政で役割分担を図りながら、進めています。

また、条例においても、「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例」(平成22年10月1日施行)に基づき、市民及び事業者と協働して進める施策展開を図ったほか、各分野の計画においても、例えば、「第3期健康日本21やお計画」において、「みんなの健康をみんなで守る」理念を掲げて策定したように、市民の皆様と協働しながら成果を高めていくような条例・計画づくり等が活性化し、その後の協働のまちづくりを進める施策展開の実践につながっています。

#### ■第5条(協働の推進)取り組みの実績と課題

### 実績

- ・市民の参画の機会と議論の場として、市民会議・懇談会等のほか、ワークショップなどの 取り組みが広がっています。
- ・市民の意見を反映させる手法の実施としては、アンケートを実施しています。
- ・市民との協働による事業実施の取り組みとしては、イベント、講座・教室などの事業を 実施しています。
- ・市が、条例や計画づくりに協働の理念を取り入れつつ、市民・地域・事業者等と連携・ 協働した施策展開の実践が進みました。

# 課題

- ・開催時間や開催時期について配慮するなど、市民が参加しやすい環境を整える必要があります。
- ・市民の参画をさらに広げるために、より広い周知が必要です。
- ・幅広く多様な市民の意見を反映させる手法として、WEBアンケート、Twitterや facebook 等各種ツールの活用等の工夫について、検討が必要です。
- ・事業実施の協働においては、役割分担を明確にすることが必要です。
- ・市民スタッフなど人材の確保、協働のための職員体制の確保が必要です。
- ・専門家や学識経験者との連携が求められます。
- ・地域の実情に応じた事業の実施方法や支援等の検討が必要とされています。

#### 第6条(情報の共有)について

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

- 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。
- 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に 係る体制の整備に努めるものとする。
- 4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの 情報の交流に努めるものとする。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

協働のまちづくりを推進するためには市民と市が必要な情報を共有することが不可欠であり、 第6条では、市民の知る権利と情報共有のための情報公開、市民による情報収集と市民どうし の情報交流の努力について規定されています。

条文に基づく取り組み状況から、具体的な制度条項として機能していると判断し、条文改正 の必要はないと判断しました。

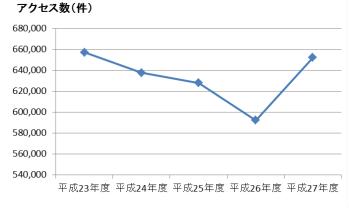
なお、情報の共有は、協働のためには欠かせない要素です。現状に満足することなく、 引き続き積極的な情報の提供、公開、共有への取り組みをお願いします。

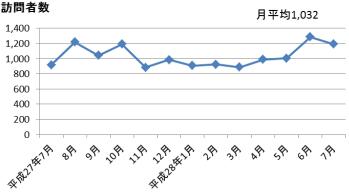
#### ■取り組み実績と課題

市民に積極的にまちづくりに関する情報の提供を行った状況について実績と課題を整理しました。

#### 【市ホームページ年間アクセス数 (トップページ)】

#### 【やお地域活動応援ブログ訪問者数 (月間)】





#### 【八尾市情報公開条例第5条の規定による公文書の公開請求件数】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
情報公開請求·申出件数	94	116	140	143	149
公開•部分公開件数 (%)	87(92.6)	105 (90.5)	114(81.4)	120(83.9)	127 (85.2)

#### ①市民講座等を通じた情報提供

市民に向けた出前講座としては、防犯出前講座、広報紙等の作り方出前講座、男女共同参画出前講座、消費者教育講座、安心・安全リフォーム出前講座、八尾市立病院出前講座などを実施しています。平成25年度から生涯学習スポーツ課で、市や指定管理者(公の施設の管理運営者)が実施している出前講座等の情報をまとめており、出前講座のメニューを(平成25年度 17→平成27年度 47)充実しています。また大阪経済法科大学公開講座と八尾市立病院公開講座を実施しています。

コミュニティセンター等の地域拠点を活用した、生活習慣病予防や介護予防等の知識や実践について市民に普及啓発する地区健康教育(平成21年度:2,493人→平成27年度:6,365人)や、子育ての個別相談や健康教育を行う地区組織育成事業は参加者数が増加しています。

児童・生徒等に向けては、ごみの分別・減量・排出マナーに関する環境啓発(教育)事業や水道 出前講座、桂青少年会館・安中青少年会館による各小学校に出向いての移動教室、児童・保護者を 対象とした「夏休み親子上下水道教室」などを実施しています。

八尾市市民活動支援ネットワークセンターでの市民活動相談件数は増加傾向にあります。

#### ②広報等の取り組み

市政に関する情報や市内のイベント情報等について掲載した広報紙「市政だより」を毎月発行しています。市政だよりの内容を抜粋して作成する点字広報及び声の市政だよりについて、 平成24年と平成27年に増頁及び録音時間の拡充を行い、情報提供の充実を図りました。

市のホームページは、誰もが支障なく利用できるウェブアクセシビリティに配慮したホームページをめざすため、平成25年度にホームページ作成システムのバージョンアップを行いました。ホームページ年間アクセス数(トップページ)は減少傾向が見られましたが、平成27年は増加に転じています。

さらに、自治振興委員会との協働により、町会回覧板・掲示板を用いて、市政情報のきめ細やかな発信を実施しています。

やお地域活動応援ブログでは、コミュニティ推進スタッフや地域拠点担当職員が、日頃、見て、 聞いて、感じた地域活動の様子を発信し、訪問者数は月平均 1,000 件を超えています。

「FM ちゃお」では平成25年4月から「わがまち NOW」を放送し、市民、コミュニティ推進スタッフなどが出演し、地域情報などの情報発信を行っています。放送日時:毎週月曜日午後8時30分~午後9時(再放送):毎週日曜日午後3時30分~午後4時

平成28年3月に、市内のイベントや季節の話題などをいち早く伝える新たな取り組みとして、 広報やおフェイスブックを開設しました。また随時 Twitter で、行政情報を素早く効率的に提供 しています。

#### ③情報公開

情報公開室が、八尾市の情報公開と個人情報保護の総合窓口となっています。情報公開室には 年間概ね 3,400 人の方が来場されています。八尾市情報公開条例第5条の規定による公文書の公開 請求件数は、増加傾向が見られ、平成27年度は 149 件でした。年度により変動がありますが、 請求については8~9割が公開または部分公開となっています。

#### ■第6条(情報の共有)取り組みの実績と課題

### 実績

- ・点字広報及び声の市政だよりの情報提供の充実や、市のホームページに誰もが支障なく 利用できるウェブアクセシビリティの向上に取り組みました。
- ・自治振興委員会との協働により、町会回覧板・掲示板を用いて、市政情報のきめ細やかな 発信を実施しました。
- ・「FM ちゃお」での「わがまち NOW」やコミュニティ推進スタッフが発信する「やお地域 活動応援ブログ」など、地域情報の発信に取り組んでいます。
- ・八尾市情報公開条例第5条の規定による公文書の公開請求件数は、増加傾向が見られます。
- ・市や指定管理者が実施している出前講座のメニューは充実されてきています。コミュニティセンター等の地域拠点を活用した地区健康教育や地区組織育成事業など、参加者数が増加しています。

### 課題

- ・市の情報発信力のさらなる充実が必要です。誰もが、欲しい時に欲しい情報を迅速・的確 に入手できるよう、情報入手の機会・環境づくりに一層の努力と配慮が必要です。
- ・コミュニティセンターなど地域拠点施設のほか、大規模商業施設における「情報発信 コーナー」での情報発信の充実など、市民がよく利用する民間施設などを活用した情報 提供の工夫を行うことも必要です。

#### 第7条(市民の役割)について

(市民の役割)

- 第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。
- 2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたま ちづくりを進めるよう努めるものとする。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第7条では、市民がまちづくりの主体となって協働のまちづくりの推進に努めることなど、 市民の役割が規定されています。

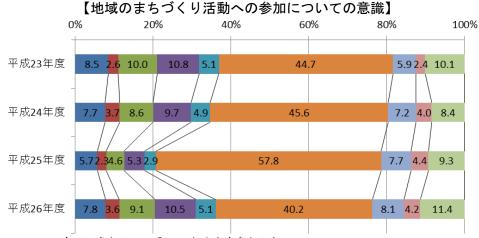
第5次総合計画においては、「地域では、地域が主体となって地域ごとのまちづくり計画である「(仮称) わがまち推進計画」を取りまとめ、それに沿った活動を展開できるようにする」、また、「地域の力を結集して地域のまちづくりを推進していく体制を確保し、必要となる活動を分かち合いながら、活動を展開していくことが期待される」など、「地域のまちづくり」を進めるにあたっての推進方策等が掲げられています。

こうした市の政策やまちづくりの方向性の下、市民と行政の適切な役割分担、連携、協力によるまちづくりを進めていく上での市民の役割については、今後も継承していかなければならないところであると認識しており、条文改正の必要はないと判断しました。

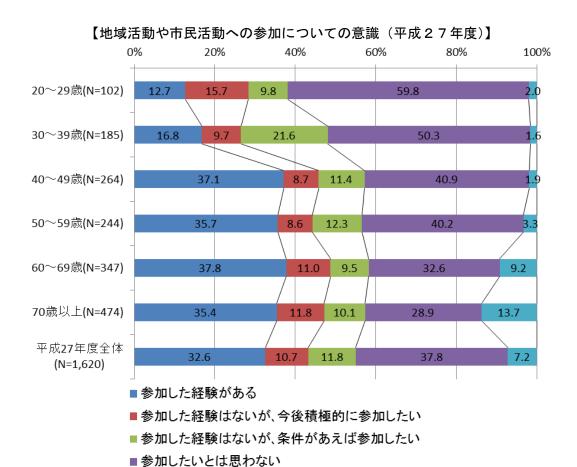
なお、人口減少、少子高齢化が進む中で、地域においては、まちづくりの担い手不足、 後継者不足といった課題もあり、こうした時代の突破力として、「校区まちづくり協議会」を はじめとする新たな仕組みについては、地域力を結集していく仕組みとして期待しています。

#### ■取り組み実績と課題

八尾市では、市民の意見を今後のまちづくりに活かすことを目的に、毎年、市民意識調査を実施 しています。市民意識調査から、市民のまちづくりに関する意識について、次に整理しました。



- ■すでに参加しているし、これからも参加したい
- ■参加してみたい活動はあるが、参加するきっかけがない
- ■参加してみたい活動はあるが、自分の条件(活動時間、活動内容)に合わない
- ■参加してみたいが、どのような活動が、地域で行われているのかを知らない
- ■参加してみたいが、興味のある活動や同年代の参加者が少ない
- 日常的に参加することはできないが、地域のまちづくり活動には協力したい
- ■地域のまちづくり活動には、自分は関わりたくない
- ■その他
- ■無回答



地域活動への参加意向については、「すでに参加しているし、これからも参加したい」が減少していましたが、平成26年度には増加に転じ、「参加してみたい」の割合も回復しています。年齢別(平成27年度)では、20・30歳代で「参加した経験がある」人の割合が低く、「参加したいとは思わない」人は年齢層が低くなるにつれて増加する傾向が見られます。若年層の地域活動への参加を進めていく必要があります。

地域活動の認知度について、「地域でどのような団体が活動しているのかはほとんど知らない」が 4割以上となっています。平成27年度調査では「校区まちづくり協議会」の活動について聞いていますが、「校区まちづくり協議会を知らない」が5割でした。地域活動の情報発信をさらに進め、イベントなどへの参加をきっかけにして、担い手として活動への参加を図る必要があります。

#### ■第7条(市民の役割)取り組みの実績と課題

■無回答

	・地域活動への参加意向については、「すでに参加しているし、これからも参加したい」「参加
実	してみたい」は減少傾向からの回復がみられました。
績	・地域活動の認知度について、「地域でどのような団体が活動しているのかはほとんど知ら
	ない」が4割以上となっています。
	・20・30歳代で「参加した経験がある」人の割合が低く、若年層の地域活動への参加を
課	進めていく必要があります。
題	・地域活動の情報発信をさらに進め、イベントなどへの参加をきっかけにして、担い手
, C.S.	として活動への参加を図る必要があります。
	_ <del>'</del>

#### 第8条(市の責務)について

- 第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成 に努めなければならない。
- 3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第8条では、市民のまちづくりへの参画機会の保障や体制整備、職員の育成など、市の責務 が規定されています。

第5次総合計画においても、「地域が必要とするさまざまな資源(人、組織、資金、活動拠点、情報など)が確保できる各種支援制度や仕組みの充実」が掲げられており、これら、協働を推進するための考え方、市の役割、責務については継続されるべき内容であり、条文改正の必要はないと判断しました。

なお、職員研修は実施されていますが、協働の意識を持った職員の育成がより一層進むよう 積極的な取り組みが期待されます。

協働の窓口となるのは、一人ひとりの職員です。地域分権を進める上では、欠かすことのできない条件となりますので、協働の意識を持った職員の育成に注力いただきますようお願いします。

また、外部委託については、平成20年に「公民協働による公共サービスの提供に関する 基本指針」が策定され、公共サービスを市民・企業・行政でのパートナーシップで実施して いくこととされておりますが、社会全体の利益や福祉につながる「公益原理」に向けた 取り組みになるようお願いします。

#### ■取り組み実績と課題

市民ニーズに的確に対応できる体制の整備、協働の意識を持った職員の育成の取り組み、また、外部委託等に関し、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮した状況について、次に整理しました。

#### 【地域担当制の構成】

	構成	役 割		
地	1. 地域拠点所属長	・出張所等の管内の地域における担当地域の総括		
域   (出張所・人権コミュニティセンタ				
拠	一の所属長)			
点	2. コミュニティ推進スタッフ	・担当地域の地域資源の整理及び地域の課題や行政ニーズの把		
	(出張所・人権コミュニティセンタ	握		
	一等の所長補佐、館長補佐等)	・部局地域会議への情報整理		
	3. 出張所等保健師	・健康コミュニティづくりの推進		
	(出張所・人権コミュニティセンタ	・健康づくり事業の実施		
	一の保健師)			
	4. 地域拠点担当職員	・地域のまちづくり支援(実務)		
	(出張所・人権コミュニティセンタ	・各種団体の会議等に参加し、地域の実情を把握		
	一等の担当者)			
部	1. 部局統括者(部次長等)	・部局地域会議の調整・とりまとめ		
局		・地域情報に関する部局マネジメントへの反映を調整		
		・部局の地域拠点との調整窓口		
	2. 所属調整者(所属長)	・地域情報に関する部局マネジメントへの反映、実施計画へ反映		
		・所属の地域拠点との調整窓口		

#### ①市民ニーズに的確に対応できる体制の整備

地域のまちづくりを推進するための職員体制として平成23年度から地域担当制を導入しています。地域拠点(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンター)に配置されているコミュニティ推進スタッフなどの地域拠点職員の活動は確実に根付いてきています。平成28年度に地域のまちづくり支援等を地域拠点職員だけではなく、部局と地域拠点がこれまで以上に連携する仕組みへと改定を行いました。

行政における「地域と向き合う施策展開」と市民協働による相乗効果がさらに高まるよう、地域のまちづくりにおける、地域実情を踏まえた事業実施への転換を進め、行政と地域の適切な役割分担のもと、まちづくりを進めていくことが必要です。

#### ②協働の意識を持った職員の育成の取り組み

中堅職(概ね採用3~7年目)から係長級を対象とした地域分権に関する研修会や、地域担当制職員を対象とした地域担当職員研修、市職員(希望者)を対象とした「地域分権」職員研修などを実施しています。また、市職員が地域での自主的なボランティア活動を通じて地域と向き合う行政を推進するための能力を高める仕組みとして、職員の「八尾市地域ボランティア制度」を平成28年度から実施しています。

期待される役割を果たすために、必要となる知識・スキルが習得できるよう、地域拠点職員の 人材育成や、地域拠点職員が培ったノウハウや地域との関係を切れ目なく引き継ぐことができる ように組織的な対応を適切に行うことが求められます。

#### ③市民との協働の視点に立った市民公益活動の育成に配慮した取り組み

市の業務の外部委託での参加資格等の配慮、公共施設の管理・運営での指定管理等での参加資格等の配慮、事業への補助金・助成金などの財政的支援などを行っています。

課題としては、市民公益活動に取り組む各主体の関係性づくりや主体的に取り組みを進めることができるような仕組みづくりが必要です。また、事業の各段階において連携を密にとることで、 行政としての事業目的を実現することが重要です。

#### ■第8条(市の責務)取り組みの実績と課題

## 実績

- ・地域のまちづくりを推進するための職員体制として平成23年度から地域担当制を導入し、 平成28年度に地域のまちづくり支援等を部局と地域拠点施設がこれまで以上に連携する 仕組みへと改定しました。
- ・中堅職〜係長級や地域担当制職員、市職員(希望者)を対象とした「地域分権」に関わる 各種職員研修を実施しています。
- ・市の業務の外部委託での参加資格等の配慮、公共施設の管理・運営での指定管理等での 参加資格等の配慮、事業への補助金・助成金などの財政的支援などを行っています。

# 課題

- ・地域のまちづくりにおける行政と地域の役割分担をさらに整理していくことが必要です。
- ・期待される役割を果たすために、必要となる知識・スキルが習得できるよう職員の人材 育成や、地域拠点職員が培ったノウハウや地域との関係を切れ目なく引き継ぐことができ るように組織的な対応を適切に行うことが求められます。
- ・市民公益活動に取り組む各主体の関係性づくりや主体的に取り組みを進めることができる ような仕組みづくりが必要です。

#### 第9条(説明責任)について

- 第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。
- 2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第9条では、市の施策の意義や効果、影響や財政上の情報等を説明する市の責任等が規定 されています。

「説明責任」、「応答責任」については、市民参加や市民との協働、情報の共有化を進める上での前提となるものであり、行政としての公正の確保と透明性向上の視点から、当然行わなければならない責任として再認識しました。

条文に基づく取り組み状況から条文修正が必要かどうか、運用上の問題が無いか検討した 結果、条文改正の必要はないと判断しました。

なお、解説において、表現や表記上の改善検討の必要を指摘します。

①第4次総合計画における計画の体系についての記述となっているため、この部分の表記については、第4次、第5次に捉われず解釈できるような表現への修正について検討をお願いします。

#### ■取り組み実績と課題

市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答した状況について、次に整理しました。

市では、各種の市民要望、さらに、市民の意見・問い合わせについて、広聴機能として担当課に 照会し回答する仕組みをとるなど、しっかりと説明責任を果たすべく、親切丁寧な対応に努めてき たところです。

また、各部局における重要な施策・事業の実施に先駆け、地域での事前説明会を行うなど、施策の立案段階で説明責任を果たすことにも努めるほか、各公共施設での運営場面等で、お問い合わせ対応やご意見、ご提案等への応答についても、丁寧な対応を実施しています。

#### ■第9条(説明責任)取り組みの実績と課題

### 実績

- ・市民の意見・問い合わせについては、総合案内室が窓口となり、担当課に照会し回答する 体制をとっています。
- ・公共施設での各事業内容に関する委員からの意見・提案を受け、説明・回答を行っています。
- ・重要な施策・事業の実施に先駆け、地域での説明会を行うなど、施策の立案段階で説明 責任を果たすことにも努めています。

課題

・今後とも市民への「説明責任」、「応答責任」を果たすため、取り組みを継続していく必要 があります。

#### 第10条(対話の場) について

- 第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。
- 3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。
- 4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に 定めるものとする。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第5次総合計画では「まちづくりラウンドテーブル」よりも、「地域のまちづくり」が前面に 出てきていますが、当条文に基づいて「まちづくりラウンドテーブル」、「交通まちづくり懇話 会」なども実施されています。

今後も、市民が気軽に楽しく日常の生活から感じたことやまちづくりについて、地域で語り合える機会、場は必要であると考え、条文改正の必要はないと判断しました。

なお、対話の場等で出された地域の課題等にどう対応していくのか、「地域のまちづくり」に どう繋げていくのかという課題もあります。

第5条(協働の推進)において、市が「議論の場」を保障することが規定されていますが、市と市民の「議論の場」の保障が示された条文であり、対話の場等で出された地域の課題等に対応し、地域内で合意形成をめざす「議論の場」や具体的な取り組みを進めていく「推進の場」については、具体的な仕組みを位置づけた条文はありません。「校区まちづくり協議会」をはじめとする新たな仕組みについては、こうした機能も期待できるものであると考えますので、別条文で明確に規定し、八尾市として協働の仕組みの整備を確実に推進することを望みます。

解説において、第4次総合計画の「まちづくりラウンドテーブル」の記述に関し、第5次総合計画では、「地域のまちづくり」に引き継いでいく考え方とのことですが、新しい総合計画に合わせた表現への修正について検討をお願いします。

#### ■取り組み実績と課題

市民が自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場の設置、その運営に必要な支援、人材の育成の支援の取り組み状況について、次に整理しました。

地域のまちづくりに関する話し合い等において、指導、助言、情報提供をいただく「やお地域まちづくりアドバイザー制度」により、派遣申請に基づき市がアドバイザーと調整し派遣しています。

#### 【やお地域まちづくりアドバイザー制度】

アドバイザーの業務内容	派遣の対象基準
・地域のまちづくりに関する話し合いなどにおいての指	(1)会場は、八尾市内の公共公益施設であること
導、助言、情報提供	(2)まちづくりに関するテーマで開催すること
・校区まちづくり協議会等におけるまちづくり事業全般に	(3)広く参加者を募り実施すること
関する企画、運営への指導、助言	(4)参加が概ね10名以上であること
・市民活動に関する研修、助言	(5)参加費を徴収しないこと
・市職員に対しての研修、助言	
・その他地域のまちづくりの推進に関すること	

校区まちづくり協議会において、運営支援の取り組みとして、地域の課題やまちづくりに関するさまざまな活動を円滑に行えるよう、それぞれの専門分野から助言、情報提供を行う「やお地域まちづくりアドバイザー」制度が活用されています。とりわけ、住民計画である「わがまち推進計画」の策定に向けた意見交換の場として、ワークショップが盛んに実施され、制度活用を含め、市でも開催支援を行うなど、協働の実践がなされました。

また、職員研修のほか、地域活動団体や市民活動団体等で地域のまちづくりについての研修会に おいてワールドカフェやホワイトボードミーティングなどの話し合いの手法を学ぶ機会の提供や、 ワークショップ等を開催するなど、対話の場の活性化に努めてきたところです。

尚、校区まちづくり協議会・学校園等が参加して、地域のことを自由に話す場である「まちづくりラウンドテーブル」の実施や、地域住民が気軽に集まり、地域の課題などについて自由に意見交換をする「何でも言わん会」といった、地域独自の取り組みは、継続して実施されているところです。

#### ■第10条(対話の場)取り組みの実績と課題

のことを自由に話す場として、東山本小学校区「まちづくりラウンドテーブル」や
寺小学校区「何でも言わん会」が開催されています。
支援の取り組みとして、「やお地域まちづくりアドバイザー」制度が、地域活動団体や
活動団体等で地域のまちづくりについての勉強会・ワークショップ等を開催する際に
されています。
も、市民が気軽に楽しく日常の生活から感じたことやまちづくりについて、地域で
合える機会、場は必要です。
の場等で出された地域の課題を、地域のまちづくりにつなげていく必要があります。
のまちづくりの担い手づくりの取り組みを強化する必要があります。

#### 第10条の2(校区まちづくり協議会)について

- 第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場で出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。
- 2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。
- 3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。
- 4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。
- 5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

#### 地域のまちづくりを支える仕組みの位置づけに関する提言

「まちづくり基本条例」は、市が政策を推進していく過程全般にわたって貫かれる市政運営の原則であり、市民参画と協働のまちづくりを進めていくための理念、原則、制度、仕組みなどが条文化されています。

今回の「校区まちづくり協議会」や「わがまち推進計画」、「地域予算制度」といった、第5次総合計画に掲げられている「地域のまちづくり」を支える仕組みについては、これらを条例で担保することにより、これまで以上に、市民参画と協働による地域のまちづくりが積極的に進められ、「地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくり」につながっていくと思われることから、「まちづくり基本条例」への位置づけが適当と判断しました。

#### 校区まちづくり協議会に関する提言

第10条での提言でも触れましたが、本条例には、地域内で合意形成をめざす「議論の場」 や具体的な取り組みを進めていく「推進の場」については、具体的な仕組みを位置づけた条文 はありません。「校区まちづくり協議会」をはじめとする新たな仕組みについては、こうした 機能も期待できるものであると考えますので、然るべき規定を設けることが必要と考えます。

また、規定にあたっては、下記の要件について明文化することが適当であると判断しました。

- ①「小学校区に一を限り」など、一校区に一組織(のみ)とする旨の明文化。
- ②公平性や民主制の観点から、「地域の多様な主体で構成する」、「市民に開かれた」などの明文化。
- ③「地域の住民の想いを反映してまちづくりを行う」など、地域全体の意思の反映及び実施主体である旨の明文化。

なお、「校区まちづくり協議会の位置づけにかかる手続きをどうするのか」、また、手続きを 条文で謳うかどうか、「認定」等の文言を入れた場合の協働の上での対等関係との整合性はどう かなどについても議論となりました。今後、「認定」等される予定があるのかどうかということ です。

現時点では、準備会から協議会への経過、実績も含めて、行政、地域での現実的な認知を得るという方向のようですが、公的位置づけにかかる手続きについては、地域の状況等を十分に把握し、また、考慮しつつ、さらなる検討をお願いします。

現状において条文で認定までは謳わなくても良いのではと考えます。

#### 地域予算制度に関する提言

校区まちづくり協議会(体制)、わがまち推進計画(取り組み)、地域予算制度(財源)は、

3つが「セット」として運用されてこそ、地域のまちづくりを推進する仕組みとして効果的 に機能するものと考えます。

地域予算制度については、第11条「市民公益活動への支援」の条文でも読み取れなくはありません。しかしながら、「校区まちづくり協議会」が「わがまち推進計画」を基に地域のまちづくりを進めるということとの関係が明確でないため、その点も含めた条文化が望ましいと考えます。

なお、条文化にあたっては、地域のまちづくりに対する支援は、その時々の社会経済環境や 地域の実情等に合わせて柔軟に展開することが求められるとともに、地域予算制度を明文化 することにより、却って他の支援施策が相対的に疎かになることも考えられるため、本条例で は、むしろ、「校区まちづくり協議会」に対する多様な支援が展開されるよう、地域予算制度等 も含め、「市は、校区まちづくり協議会に対して、地域の課題解決に向けた支援や計画策定への 技術的な支援など、様々な支援を行うものとする。」などの表現が望ましいと考えます。

#### ■取り組み実績と課題

校区まちづくり協議会の設置、協議会が行う地域のまちづくりに対する支援の状況について、 次に整理しました。

#### ①校区まちづくり協議会の設置と取り組みの状況

平成22年度における校区まちづくり協議会設立準備会の設立・運営を経て、地域ごとに規約を定め、平成25年度には校区まちづくり協議会が全地域(28校区)で設立されました。各校区まちづくり協議会が、わがまち推進計画の実現に向け、地域予算制度(校区まちづくり交付金)を活用し、防犯・防災、住民同士のつながりづくり、見守り活動など、様々な分野で、まちづくり活動がさらに広がりました。

校区まちづくり協議会は、様々な団体が参加して運営され、まちづくりに関わる多様な主体との連携・協働が期待されています。今後はより幅広い世代の声が反映されるよう、若者や子育て世代などへの認知度を高め、構成団体や担い手の広がりを進めることが期待されます。また、校区まちづくり協議会等による地域活動の現場につながるようなかたちで、学んだことを実践に活かせる生涯学習等の人づくりの仕組みづくりを進め、協議会活動等を通して地域のまちづくりへの参加・参画を広げていくことが課題です。

#### ②協議会が行う地域のまちづくりに対する支援の状況

平成25年度から、校区まちづくり協議会への支援の一つとして地域予算制度「校区まちづくり 交付金」を導入し、わがまち推進計画に基づき実施する事業に対して校区まちづくり交付金を交付 しています。

さらに、制度開始から3ヵ年を経て、ステップアップするしくみとするため、防犯カメラ設置補助金を統合の上、加算制度を導入し、これまで以上に多様な人材の参画により、校区まちづくり協議会が発展し、安全安心をはじめとする地域課題の解決を図るため、平成28年度以降について、校区まちづくり交付金の制度を一部改正しました(防犯カメラ設置補助金の校区まちづくり交付金への統合、校区の人口に応じた上限額など)。このほか市では、「校区まちづくり協議会活動の手引き」「八尾市校区まちづくり交付金の手引き」などを作成し、コミュニティ推進スタッフや出張所等

の地域拠点職員が中心となって、校区まちづくり協議会への運営支援を行っています。

様々な団体間の連携・協働を促進するコーディネート機能が重要であり、コミュニティ推進スタッフなどの市職員や中間支援組織(八尾市市民活動支援ネットワークセンター、八尾市社会福祉協議会等)による校区まちづくり協議会の連携・協働のコーディネートや校区まちづくり協議会の運営支援が必要です。

また、校区まちづくり協議会等の地域活動の支援として、活動の場となるコミュニティセンターや小学校区集会所の整備を進めるとともに、町会・自治会の地区集会所の建設や増改築への補助制度を充実しました。

#### ■第10条の2(校区まちづくり協議会)取り組みの実績と課題

## 実績

- ・全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域が主体となって策定した 「わがまち推進計画」に沿ったまちづくりが校区まちづくり交付金を活用して進められて います。
- ・平成25年度から、校区まちづくり協議会への支援の一つとして地域予算制度(校区まちづくり交付金)を導入しました。平成28年度には制度を一部改正しました(加算制度の導入)。
- ・校区まちづくり協議会等の地域活動の拠点となる、コミュニティセンターや小学校区集会 所の整備を進めるとともに、地区集会所への補助制度を充実しました。

## 課題

- ・各校区まちづくり協議会において、担い手・後継者不足が言われており、より幅広い世代 の声が反映されるよう若者や子育て世代など、構成団体や担い手の拡大が望まれます。
- ・学んだことが活かせる生涯学習等の人づくりの取り組みなど、地域の担い手づくりに 取り組むことが必要です。
- ・校区まちづくり協議会について、より多くの方々の参画を高め、認知度を上げていく事が 必要です。

#### 第10条の3(わがまち推進計画)について

- 第10条の3 協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、適切な進行管理に努めなければならない。
- 3 市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に即し、 かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その実現に努めなけれ ばならない。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

まちづくりを推進するには、まちづくりの目標が必要です。また、校区まちづくり協議会の 役割を明らかにしておかないと、具体的な活動が進まず、他の地域団体等との役割分担が混乱 し、却って地域のまちづくりに支障をきたすことも考えられます。

わがまち推進計画は、それ自体が、地域住民が地域のことを知り、考え、議論する極めて 重要な「ツール」でもあることから、わがまち推進計画の策定と推進を校区まちづくり協議会 の役割の一つとして本条例上に位置づけるべきであると考えます。

わがまち推進計画は、あくまで、地域の想いを地域が主体となってとりまとめ、推進していくものであることから、その策定手法や内容は、地域における議論に委ねることを基本とし、「校区まちづくり協議会は、暮らしに身近なまちづくりや様々な地域活動を進めていくために、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画を策定するものとする。」など、一定程度の内容の担保と策定主体が明らかとなる表現が必要であると考えます。なお、地域の合意を形成しながらこのような計画を策定、推進することは、校区まちづくり協議会及び地域住民にとって、非常に難しい作業になると思われますので、例えば、計画策定時における手引書や事例集、各種地域情報などの提供、及び計画の推進にあたっては、行政や中間支援組織等のきめ細やかなサポートを期待します。

さらに、地域の想いを地域が主体となってとりまとめた計画を市全体のまちづくりの上でも 最大限尊重する旨を「市は、市政運営に当たり、「わがまち推進計画」を尊重します。」などの 表現で条文化されることを望みます。

#### ■取り組み実績と課題

校区まちづくり協議会によるわがまち推進計画の策定状況について、次に整理しました。

平成24年~25年度に、校区まちづくり協議会で地域住民アンケートの実施やワークショップ 方式などの多様な手法を用いて意見を集約して、「わがまち推進計画(第1期)」(計画期間:~平成27年度)を策定されました。その成果や課題を総括して、計画の見直しを行い、平成27年度には「わがまち推進計画(第2期)」(計画期間:平成28~32年度)が策定されました。

第2期の計画策定では、校区の住民意見を集約するため、全28校区のまちづくり協議会の約9割がアンケートを実施、約6割がワークショップを実施され、そこでの意見をもとに議論を重ね、計画策定が進められました。市では「わがまち推進計画改定の手引き」(主な内容:計画改定イメージ/計画の構成について/計画改定の手順について/アンケートの実施について/ワークショップ参考事例/計画改訂のポイント)を作成し、コミュニティ推進スタッフや地域拠点担当職員が中心となって、計画改定を支援しました。

策定後は、計画の概要版を地域住民に配布するなどの方法により、各協議会で計画の周知に 努めています。

また、第5次総合計画の後期基本計画(地域別計画)(計画期間:平成28~32年度)の策定にあたっては、地域のまちづくりをより一層支援するため、わがまち推進計画(第2期)との整合性を図っています。

#### ■第10条の3(わがまち推進計画)取り組みの実績と課題

	・校区まちづくり協議会により平成27年度までを計画期間する「わがまち推進計画(第1
実	期)」が策定されました。
績	・アンケートやワークショップにより校区の市民の意見を集約し、平成27年度に「わが
	まち推進計画(第2期)」(計画期間:平成28~32年度)が策定されました。
	・今後のわがまち推進計画策定において、さらに幅広い校区の市民の意見を集約することが
課	求められます。
題	・校区まちづくり協議会とわがまち推進計画の周知をさらに進める必要があります。
~=	・わがまち推進計画の実現に向け、第3項に該当する内容について、市としても支援すると
	ともに、適時に地域の取り組みと連動した施策展開を図ることが必要です。

#### 第11条(市民公益活動への支援)について

第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第11条では、市が自主的かつ積極的な社会貢献活動に対して支援できることが規定されています。

......

条文に基づく取り組み状況から条文修正が必要かどうか、運用上の問題が無いか検討しました。

また、検討の中では、「地域分権」、「地域のまちづくり」に係る「地域予算制度」について、 この条文との関係についても検討を行いました。

これまでの運用面では、社会貢献活動に対して「地域福祉推進基金」、「市民活動支援基金」、「地域安全・安心のまちづくり基金」などによる支援等が行われており、条文改正の必要はないと判断しました。

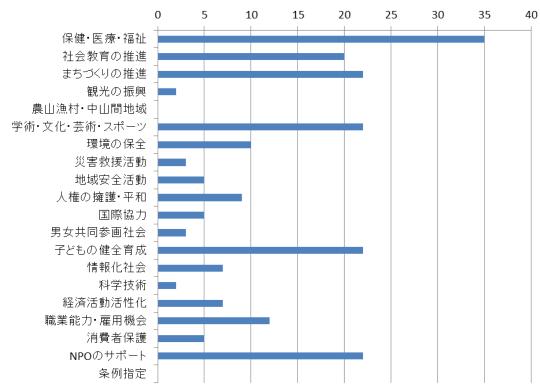
また、市民の自主的な公益活動やまちづくりの基盤である地域コミュニティを支える新たな 住民組織の支援が八尾市市民活動支援ネットワークセンターにおいて行われており、今後の 充実が求められます。

一方で、今後の市の政策やまちづくりの方向性からは、この条文は、広く社会貢献活動に対して支援できることを規定しているものの、テーマ型の事業支援という色が強いため、「校区まちづくり協議会」を条例に位置づけるのであれば、「地域のまちづくり」を推進する協働の主体として「校区まちづくり協議会」へ市が支援するということを、別条文で明確に表記すべきであるとの結論に至りました。

#### ■取り組み実績と課題

市民公益活動の支援の状況について、次に整理しました。

#### 市内NPO法人の活動分野(H28.3月末現在70団体)



八尾市のみに事務所のある NPO 法人は、平成28年3月末現在70団体、その活動分野は、「保健・医療・福祉」(35団体)が最も多く、次いで「まちづくりの推進」「学術・文化・芸術・スポーツ」「子どもの健全育成」「NPOのサポート」(各22団体)、「社会教育の推進」(20団体)となっています。

#### 【八尾市市民活動支援ネットワークセンター登録団体数】

年 度	登録団体数
平成 23 年度	312 団体
平成 24 年度	322 団体
平成 25 年度	326 団体
平成 26 年度	343 団体
平成 27 年度	346 団体

また、八尾市市民活動支援ネットワークセンターに登録している、市民活動団体 (NPO 法人含む) の団体数については、5か年で30団体程増加しており、市民活動の活性化が進んでいます。

#### ① 市民公益活動への財政的な支援の状況

市では、市民活動支援基金、地域福祉推進基金、地域安全・安心のまちづくり基金、こども夢基金等を活用し、市民団体等が行う、自主的かつ積極的な市民公益活動に助成を行っており、公募したうえで公開プレゼンテーションによる審査会を開催するなど、透明性を確保した財政的支援となるよう実施しました。

#### ② 中間支援組織による市民公益活動への支援の状況

八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」は、平成16年10月の開設以来、八尾市が市民活動団体に業務委託する形で運営し、市民活動のネットワーク形成や市民活動の拠点としての役割、地域との連携による住み良い八尾へのまちづくり、市民活動に関する各種相談や役に立つ講座、サロン・イベントや交流などを担っています。さらに、平成25年8月より、実施体制の強化を行い、市民活動団体やこれから携わりたい方に加え、地域活動団体や社会貢献活動を行う事業者、学校園、行政といった多様な活動主体への支援、連携をコーディネートする中間支援組織としての役割を充実させています。また、情報発信ツールとして、ホームページやブログ、フェイスブックの運営を行うほか、ニュース発行を実施しているところです。

#### ③寄附文化の醸成に向けた取り組み

市内に事務所または事業所を有する公益法人等のうち、市が指定した公益法人等に対する寄附金については、翌年度の個人市民税の寄附金税額控除の対象とする、市民公益税制を導入しました (平成27年1月以降の寄附金から)。

#### ■第11条(市民公益活動への支援)取り組みの実績と課題

# 実績

- ・市では、地域福祉推進基金、市民活動支援基金、地域安全・安心のまちづくり基金、 まちづくり活動支援制度、こども夢基金を活用して、公募により、市民団体等が行う 自主的かつ積極的な市民公益活動に助成を行っています。
- ・八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」は、市民活動団体に加え、地域活動 団体や社会貢献活動を行う事業者、学校園、行政といった多様な活動主体を支援、連携を コーディネートする中間支援組織としての役割を充実させています。

### 課題

- ・活動への財政的な支援には、助成後に団体が自立・継続発展して事業を行なっていける ような配慮が必要です。
- ・今後も引き続き、八尾市市民活動支援ネットワークセンターの中間支援組織としての機能 を発揮し、効果的な支援を行うことが必要です。とりわけ、市行政、市民、各種団体など 様々な活動主体が情報を共有し、連携が進むようなしくみづくりや場づくりを進めていく ことが必要です。
- ・市民活動団体の発展を考える上で、校区まちづくり協議会等との連携・協働が図られるような工夫が望まれます。

#### 第12条(市民意見提出制度)について

- 第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。
- 2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。
- 3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

市民から意見を広く求めること及び意見に対する市の考え方の公表等をルール化した条文で、具体的な制度運用もできており、改正の必要はないと判断しました。

#### ■取り組み実績と課題

市民意見提出制度の実施の状況について、次に整理しました。

#### 【市民意見提出制度の実施実績】

	案件数	提出件数 (団体含む)	意見件数
平成23年度	7	119	254
平成24年度	8	60	230
平成25年度	6	23	75
平成26年度	6	149	330
平成27年度	15	511	1190

市民意見提出制度の5ヵ年の実績において、意見の件数差はありますが、より多くの市民に制度を周知し、案件内容を読んでいただくような工夫を行ったうえで、引き続き、制度を適正に運用していくことが必要です。

#### ■第12条(市民意見提出制度)取り組みの実績と課題

実	・年度毎の増減はありますが、市民意見提出制度を活用すべき事案については、適切に実施
績	されました。
課	・市民意見提出制度そのものの周知、また、案件実施の際にも、内容を読んでいただく方が
題	少しでも増えるよう、取り組んで行くことが必要です。

#### 第13条(行政評価)について

- 第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成 度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。
- 2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

行政評価の実施と公表を制度として運用されており、条文については、改正の必要はないと 判断しました。

なお、運用における改善検討の必要を指摘します。

①施策評価等により、より市民に分かりやすい行政評価への改善、検討をお願いします。

#### ■取り組み実績と課題

行政評価の実施の状況について、次に整理しました。

平成23年度の第5次総合計画のスタートに伴い、市では事務事業を対象とする行政評価に加え、 施策を対象とする評価を導入し、その後、施策を中心に行政評価に取り組んでいます。行政評価の 結果は、市のホームページを通じて公表するとともに、実施計画策定等の際に活用しています。

また、行政施策の成果指標の確認のために定期的な「市民意識調査」を実施し、ご回答いただいた市民意見を施策の展開に活かすとともに、行政評価の結果について、市のホームページへの掲載に際しては、約800本の事務事業を見やすくするためデジタルブックを用いた外部公開手法を導入し、市民にわかりやすいまちづくり情報の公開として、実施しています。

さらに、八尾市第5次総合計画の前期基本計画(計画期間平成23~27年度)について、 学識経験者4名及び公募市民6名により構成する「八尾市総合計画基本計画評価委員会」を設置し、 行政内部で行った一次評価についての検証とともに、「外部評価」及び「市民評価」の趣旨で、 後期基本計画の策定・推進に向けて必要な取り組みや進め方などの提案を受けました(平成27年 3月)。

#### ■第13条(行政評価)取り組みの実績と課題

実績

- ・行政評価は毎年度、施策及び事業を対象に実施しています。行政評価の結果は、実施計画 策定等の際に活用しています。
- ・行政施策の成果指標の確認のための定期的な「市民意識調査」を実施しています。行政 評価の結果について、デジタルブックによる外部公開を実施しています。
- ・第5次総合計画前期基本計画について、「八尾市総合計画基本計画評価委員会」を設置して、 外部評価・市民評価を行いました。

課

・より市民に分かりやすい行政評価の運用に努める必要があります。

題

#### 第14条(審議会等の運営)について

- 第14条 市は、その所管する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。
- 2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。
- 3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

審議会等にできるだけ多くの市民の意見を反映させるために、公募による市民委員を選任することを明確にルール化したものであり、条文については、改正の必要はないと判断しました。 なお、運用における改善検討の必要を指摘します。

- ①実態として、公募市民を選任している審議会が少ないように思いました。また、公募する場合の条件にばらつきがあるように感じました。これは、専門性が高かったり、個人情報保護、審議内容の観点から公募市民を選任していないとのことですが、本条例の趣旨から、今一度、審議内容に照らし合わせて確認をお願いします。
- ②同様に、会議の公開、非公開に関しても本条例の趣旨から、今一度、審議内容に照らし合わせて確認をお願いします。

#### ■取り組み実績と課題

審議会等の運営の状況について、次に整理しました。

#### 【審議会の運営状況】

	審議会数	男性 (人(%))	女性 (人(%))	委員計 (人)	公募委員 (人(%))	会議公開(%)
平成 24 年 3 月末	89	922 (71.8)	363 (28.2)	1285	49 (3.8)	56.2
平成 25 年 3 月末	86	818 (70.6)	340 (29.4)	1158	40 (3.5)	55.8
平成 26 年 3 月末	119	1060 (72.2)	409 (27.8)	1469	57 (3.9)	47.1
平成 27 年 3 月末	116	960 (69.4)	424 (30.6)	1384	47 (3.4)	47.4
平成 28 年 3 月末	127	986 (65.7)	514 (34.3)	1500	82 (5.5)	49.6

「審議会等の設置等に関する要綱」、「審議会等の委員公募実施指針」及び「会議の公開に関する 指針」に基づき、審議会等の適正な運営を行っています。

また、平成24年度に審議会等のあり方を再度整理したところ、それまで審議会等に含んでいなかった多くの会議体を新たに審議会等として位置付けることとなり、平成25年度(平成26年3月末)の審議会等数が大幅に増加しました。さらに、その内訳として、事業者や指定管理者等の選定に係るものなど、公募市民の参画に適さない且つ非公開の会議体が多数追加されたため、結果として、公募委員の総数は伸びたものの、公募委員の比率並びに公開率ともに低下した状況となっています。なお、平成27年度では、見直し直後の平成25年度と比較して、数値は改善しています。

公募委員の有無、会議の公開・非公開の状況は、審議内容に照らし、概ね適正ではありますが、 条例の趣旨を踏まえ、「審議会等の設置等に関する要綱」等に基づいた、さらなる適正な運用を図る ことが必要です。

### ■第14条(審議会等の運営)取り組みの実績と課題

実	・「審議会等の設置等に関する要綱」、「審議会等の委員公募実施指針」及び「会議の公開に関
績	する指針」に基づき、審議会等の適正な運営を行っています。
課	・審議会等の内容に応じて、公募委員の選任、会議の公開についてさらに検討が必要です。
題	

#### |第15条(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)について

第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづく りへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。

#### ≪前回の評価委員会での評価結果及び提言≫

第15条では、子どもたちが、その理解力・判断力に応じて、その年齢にふさわしいまちづくりへ参加する機会を保障していくよう努力することが規定されています。

まちづくりは、どうしても大人の論理で進めてしまうところがあるので、このような条文があるということは大いに意義があることであり、条文については、改正の必要はないと判断しました。

なお、実態として、子どもたちがまちづくりへ参加する機会が少ないように感じました。 市民としても、地域の活性化を考えれば、青少年・子どもが活動できるまちづくりという ことに関して、大いに頑張っていきたいと思いますが、市としても条文の趣旨を再確認し、 今後、積極的に子どもたちがまちづくりへ参加する機会の創出を図っていただきますよう お願いします。

#### ■取り組み実績と課題

20歳未満の人がまちづくりに参加する機会を設けた事業等の実施状況について、次に整理しました。

#### ①子どもたちの意見をまちづくりに反映させる取り組みの状況

次世代育成支援行動計画推進事業では、小・中学生自身の声をきき、現状把握や課題抽出をするための「あつまれ八尾っ子ワークショップ」を大学生の学生サポーターも参加して実施しました。

八尾子ども計画策定事業では、「中学生・高校生グループインタビュー」を実施し、計画反映につなげました。

八尾市子ども向けウェブサイト「子ども会議」では、子どもが利用しやすいホームページづくりを行うため、子どもから意見をきくグループワークを通した話し合いを行いました。

#### ②子どもたちが参加する取り組みの状況

子どもたちから将来の夢やチャレンジしたいことを募集し、その実現をめざす八尾っ子元気・やる気アップ提案事業(子どもの「あったらいいな」実現部門)では、平成25年度優秀提案を受賞した「八尾のイイところを見つけたい!」を実現するために、「八尾のイイとこ発見隊」を結成し、活動成果を「八尾のイイとこ新聞」としてまとめ、参加した子どもたちが報告会を開催しました。平成26年度優秀提案「みんなで大きい迷路を作りたい」を実現するために、八尾市立総合体育館で段ボールによる「巨大迷路大会」を実施しました。企画から運営までを、参加した子どもたちが行い、大学生の学生サポーターの協力を得て実施しました。

地域安全マップ作成に小学生が参加して取り組み、児童の犯罪被害防止とともに地域の防犯活動につなげることができました。

低学年育成事業では、登録児童が地域の祭礼や行事などの地域活動に参加して、地域住民との

交流を深め、郷土への愛着を深めることができました。

### ■第15条(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)取り組みの実績と課題

	・子どもたちの意見をまちづくりに反映させる取り組みとして、小・中学生、高校生自身の声
実	をきくワークショップやグループワーク、グループインタビューを実施しました。
績	・子どもたちが参加する取り組みとして、八尾っ子元気・やる気アップ提案事業では、
120	子どもたちの提案を実現するために、企画から運営まで子どもたちが参加し、大学生の学
	生サポーターの協力も得て、子どもたちの声を取り入れながら実施しました。
	・子どもたちや学生の参加に加えて、地域を巻き込むことにより、幅広い参加による
課	まちづくりにつなげることが重要です。
題	・子どもたちが企画段階から主体的に取り組むイベントの実施、多くの子どもたちが楽しみ
, A.Z.S.	ながら参加できるプログラムづくりが必要です。